

令和2年度愛媛県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費  
補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中、医療機関(病院、医科診療所又は歯科診療所であって、保険医療機関に限る。以下同じ。)、薬局(保険薬局に限る。以下同じ。)、訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者に限る。以下同じ。)及び助産所(以下「医療機関・薬局等」という。)において、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる医療機関・薬局等が院内等での感染防止を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等を行うことに要する経費に対して、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和2年度愛媛県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の基準額及び交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	基準額	補助対象経費
病院	2,000,000円＋ 50,000円×病床数	新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に 必要な次に掲げる経費 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕費、医薬材料費)、 役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、 委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 (従来から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)
有床診療所 (医科・歯科)	2,000,000円	
無床診療所 (医科・歯科)	1,000,000円	
薬局、訪問看護ステーション、助産所	700,000円	

2 補助金の交付額は、次により算出した額とする。

- (1) 前項に掲げる基準額と補助対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申

請書（様式1）に、事業実施計画書（様式2-1又は様式2-2）を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 申請日において、補助金の交付決定を受けようとする事業（令和2年4月1日以降に実施したものに限る。）の全部が完了している場合であっても、申請者は、補助金の交付を申請することができる。この場合、前項の規定にかかわらず、交付申請書に、事業実施計画書のほか、知事が必要と認める関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

3 申請者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （補助金の交付決定等）

第4条 知事は、前条第1項に規定する交付申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に速やかに通知するものとする。

#### （補助事業の変更承認申請）

第5条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業実施計画書を変更する場合（軽微な変更を除く）は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （補助事業の中止又は廃止）

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第5号）に、知事が必要と認める関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定に基づく交付申請があった場合には、交付申請書の提出をもって、補助事業者から実績報告書の提出があったものとみなす。

3 第3条第3項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前2項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第3項ただし書に該当した補助事業者において

当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第3条第3項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （補助金額の確定等）

第8条 知事は、前条第1項に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- 2 前条第2項に規定する補助事業者は、交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなす。

#### （補助金の交付）

第9条 知事は、第3条第1項の規定に基づく交付申請書の提出をもって、補助事業者から、補助金の全部について概算払請求があったものとみなし、補助金を概算払することができる。

- 2 第3条第2項の規定に基づく交付申請があった場合には、前項の規定にかかわらず、知事は、交付申請書の提出をもって、補助事業者から、補助金の請求があったものとみなし、速やかに補助金を交付するものとする。

#### （補助金の返還）

第10条 第8条の規定に基づき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について、補助事業者は、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （財産の管理）

第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が30万円を超える機械及び重要な器具とする。

- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産処分制限)

第12条 補助事業者は、それぞれの補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(指導監督)

第13条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(書類等の経由)

第16条 この要綱により知事に提出する書類のうち、第3条第1項の規定による交付申請書は、愛媛県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」)を経由して知事に提出するものとする。

- 3 前項の規定により申請書が国保連に提出された場合には、県は国保連を経由して補助金を交付するものとする。ただし、債権譲渡が行われている場合等はこの限りではない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。